

出産育児一時金制度について

厚生労働省保険局

出産育児一時金について

1. 給付目的

- ・ 健康保険法等の医療保険各法に基づく保険給付(現金給付)として、出産に直接要する費用や出産前後の健診費用等の出産に要すべき費用の経済的負担の軽減を図るために支給されるもの。
- ・ 給付対象は、被保険者及びその被扶養者である配偶者等が出産した場合。
- ・ 年間の支給件数は約114万5千件(平成19年度)。

2. 支給額

- ・ 出産育児一時金の支給額については、出産に要すべき実勢価格を反映させ、弾力的な改定を実施するため、被用者保険は政令、市町村国保は条例、国保組合は規約で、それぞれ規定。
 - 平成18年10月：30万円→35万円(平成17年3月の国立病院の平均出産費用(35万円)を反映)
 - 平成21年1月：35万円→原則38万円(産科医療補償制度の導入に伴い3万円の加算措置を創設)
 - 平成21年10月：原則38万円→原則42万円(日本産婦人科医会がとりまとめた、平成19年度の公的病院、私的病院、診療所の平均出産費用(39万円)を反映)

3. 費用負担

- ・ 出産育児一時金の費用負担については、原則保険料負担。ただし、市町村国保、国保組合については、一部公費負担。
 - 被用者保険：保険料
 - 市町村国保：1/3保険料+2/3市町村負担(地方交付税措置)
 - 国保組合：3/4保険料+1/4国庫負担

出産育児一時金の見直し案について

平成20年12月12日
第31回社会保障審議会
医療保険部会提出資料

1. 出産育児一時金の額の引上げについて

- ・ 緊急の少子化対策として実施。当面2年間の暫定措置
- ・ 政令改正により、全国一律に額を引上げ(引上げ額は検討中)
※ 政令改正(21.5.22公布)により、21年10月1日より、全国一律に4万円引き上げ(原則38万円→原則42万円)
- ・ 保険者に対する国庫補助については、保険者への影響度合いに応じた重点的な補助を検討

2. 医療機関への直接支払いについて

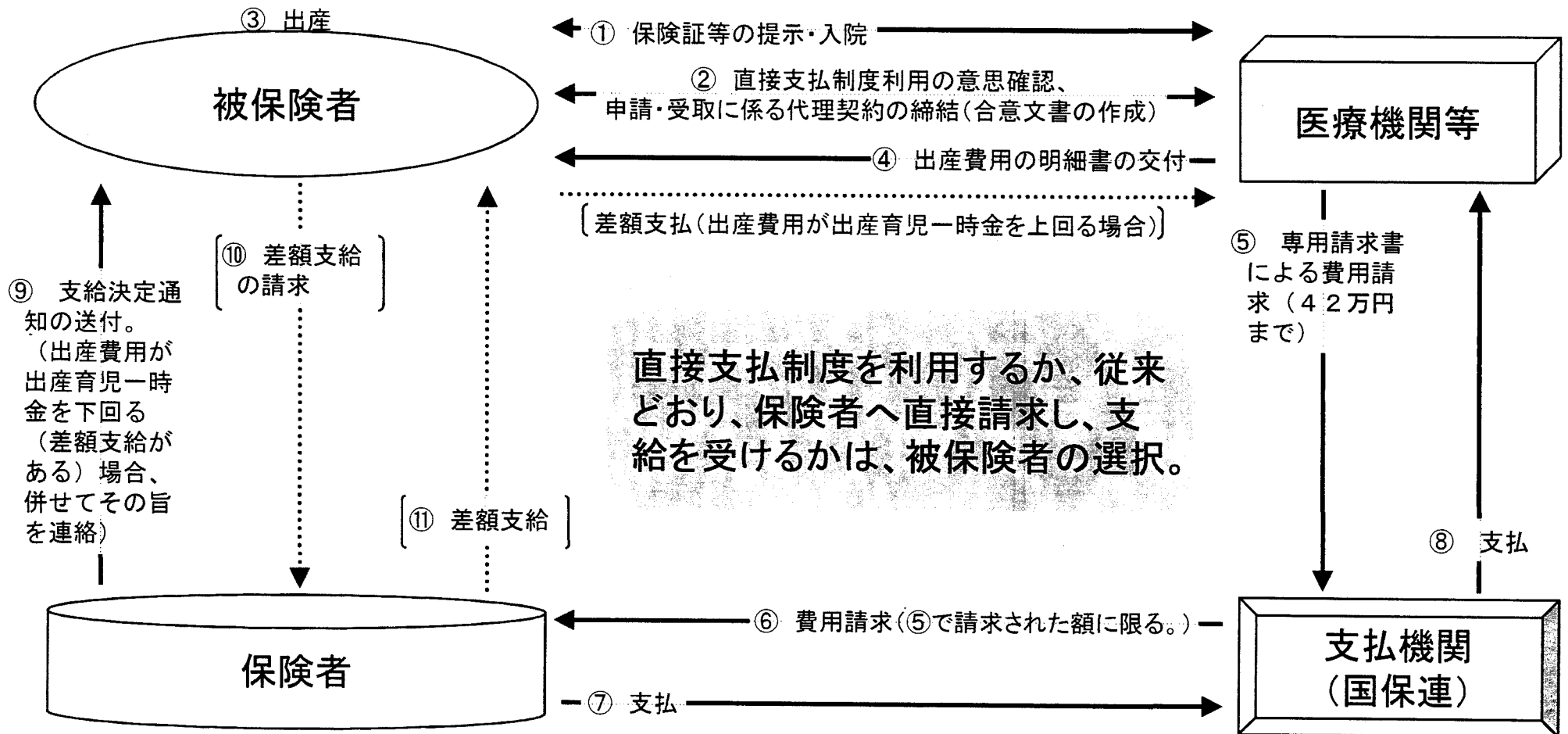
- ・ 今回の引上げ分に伴う国庫補助の支給対象を、医療機関等に直接支払う保険者に限ることにより、直接支払を徹底
- ・ 医療機関は、明細を添えて保険者に出産費用を請求
保険者は、支払業務を原則として審査支払機関に委託
- ・ 審査支払機関、医療機関等におけるシステム改修を要するため、施行は21年10月

3. 出産育児一時金のあり方の検討

妊婦の負担軽減を図るための出産に係る保険給付やその費用負担の在り方を検討

出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度

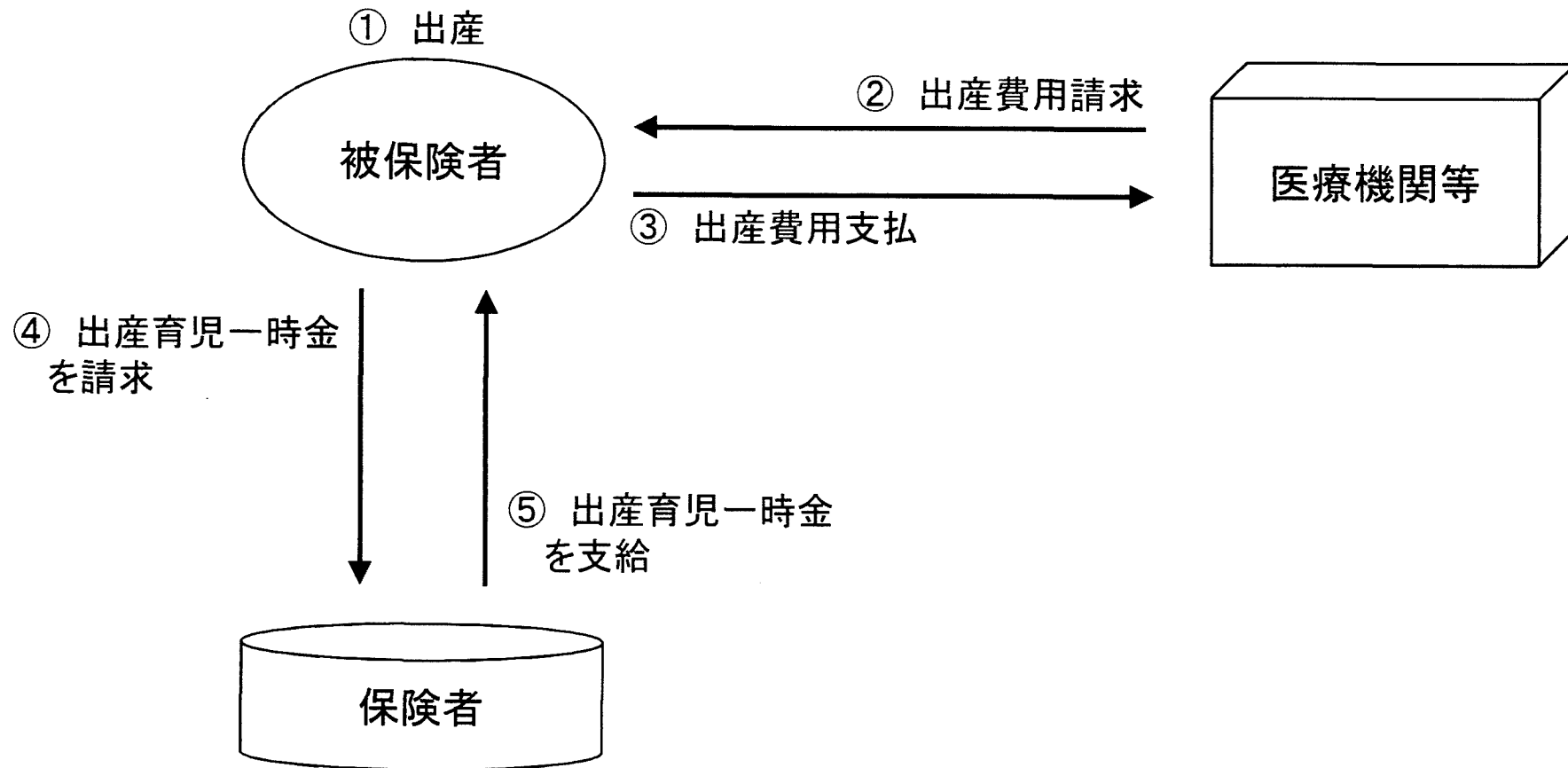
- 緊急の少子化対策の一環として、平成21年10月1日より支給額の引上げ(原則38万円→原則42万円)と併せて実施。
- 医療機関等に直接支払われるため、被保険者がまとまった出産費用を事前に用意する必要がない。



※ 被用者保険分の異常分娩については、社会保険診療報酬支払基金へ請求 3

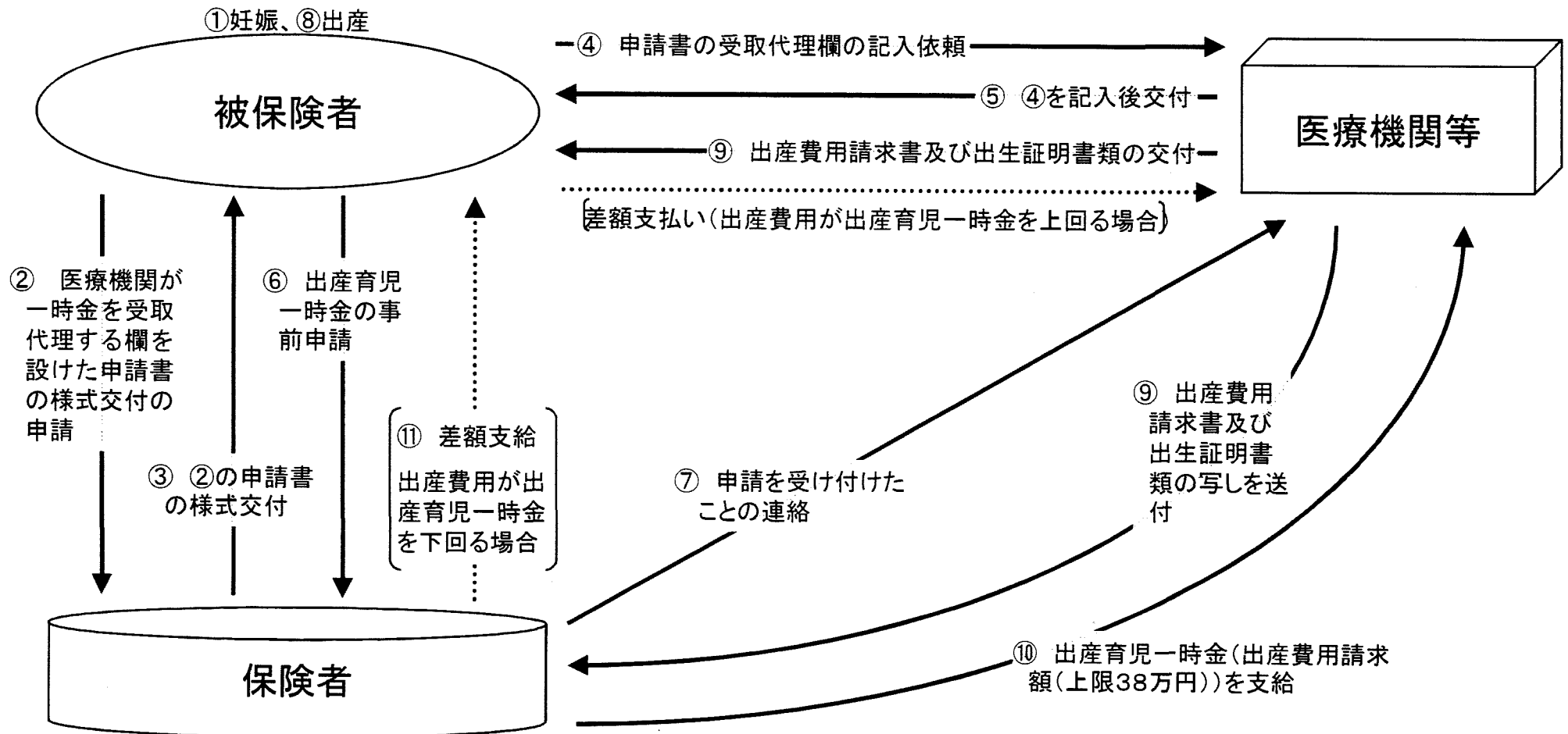
分娩から出産育児一時金の支給まで

- 退院時に医療機関等の窓口で出産費用を支払い、その後、健康保険等から出産育児一時金が支給されるため、被保険者がまとまった出産費用を事前に用意する必要がある。



出産育児一時金の医療機関等による受取代理

- 出産育児一時金が医療機関等に直接支払われるので、被保険者がまとまった出産費用を事前に用意する必要がない。
 - 被保険者自身が保険者と医療機関等との間で手続(書類のやりとり)をする必要があること、保険者、医療機関等の個々の事前の了承が必要であることなどから制度の普及が進んでいない。
- ※ 制度実施率: 一部の保険者に対し調査をしたところ、18年度又は19年度の出産育児一時金の支給件数に占める制度利用件数の割合は、市町村国保では30%程度、健保組合では10~20%程度であった



特別対策による支給額の引上げに係る国庫補助について

22年度国庫補助額

	4万円引上げに必要な所要額	22年度補助額	
健康保険組合	150億円	46億円	児童手当 及び子ども 手当勘定 (児童健全育 成事業)
協会けんぽ	171億円	90億円	
私学共済	4億円	1.6億円	
小計	326億円	138億円	
市町村国保	77億円	38億円	一般会計
国保組合	13億円	5億円	
小計	89億円	43億円	
合計	415億円	182億円	

国庫補助割合

○健康保険組合 30%～50%

・ 4万円引上げに要する額の総報酬額に対する影響度合いに応じて補助。

○協会けんぽ 53%

○私学共済 37.5%

○市町村国保 50%

○国保組合 25%～50%

出産育児一時金の見直しの経緯

- 平成20年8月22日 厚生労働大臣（当時） 記者会見
 - ・ 「贅沢しなければ、手元に現金が無くても、安心して妊娠、出産できる」ようにする旨、発言。
- 平成20年11月27日 出産育児一時金に関する意見交換会
 - ・ 出産育児一時金見直しの検討に当たり、厚生労働大臣（当時）が関係者から直接意見を聞くため開催。
- 平成20年12月12日 社会保障審議会医療保険部会
 - ・ 支給額の引上げと直接支払制度の創設について議論。
- 平成21年5月29日 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱発出
 - ・ 医療関係者（日本医師会、日本産婦人科医会、日本助産師会等）、保険者、支払機関等関係者の合意を得て、直接支払制度の詳細について「実施要綱」を定めるとともに、関係団体等に対して、その周知を依頼。
- 平成21年8月下旬～
 - ・ 現場の産科医療機関より、申請から医療機関への支払までに1～2か月かかることから、医療機関の資金繰りに支障を来す恐れがあるとの意見が寄せられる。
- 平成21年9月29日 直接支払制度の一部実施猶予を決定
 - ・ 平成21年10月より、予定どおり、支給額の4万円引上げと直接支払制度を実施するが、直接支払制度に対応することが直ちには困難な医療機関等については、例外的に、平成21年度に限り制度の適用を猶予することを決定。
- 平成21年10月1日 支給額の引上げ、直接支払制度の実施
- 平成21年10月8日 福祉医療機構による低利融資の条件緩和
 - ・ 実施猶予と併せ、医療機関等の資金繰りへの支援として、福祉医療機構による低利融資について、金利の引き下げ、無担保融資上限額の引き上げ等の条件緩和を実施。
- 平成22年3月12日 4月以降の対応を決定
 - ・ 平成22年4月以降も、実施猶予を1年間延長。
 - ・ 福祉医療機構による低利融資の更なる条件緩和。
 - ・ 医療機関等の資金繰りへの支援として、月2回請求・支払とすることにより支払を早期化。
 - ・ 政務三役の指示により、出産育児一時金制度について議論する場を設け、直接支払制度の現状・課題や、平成23年度以降の制度の在り方について検討することを決定。

平成21年9月29日

照会先: 厚生労働省保険局総務課 安田、石田
電話: 03-5253-1111(内線3218)
FAX: 03-3504-1210

報道関係者各位

出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度の実施について

出産育児一時金等については、妊婦等の経済的負担を軽減する観点から、本年10月から、支給額を4万円引き上げ、原則4万円とするとともに、出産育児一時金等を直接医療機関等へ支払う「直接支払制度」を実施することとしておりました。

一方で、制度の導入による影響について、現場の声を十分に把握できていなかったこと等により、医療機関等によっては、当面の準備がどうしても整わず、10月から直ちに実施することが困難であるとのご意見をいただいているところです。

このため、医療機関等をはじめ関係者の皆様には、今般の制度導入の趣旨をご理解をいただき、制度の円滑な実施にご協力をお願いし、原則としては、予定どおり本年10月1日より実施することとしますが、当面の準備がどうしても整わないなど、直接支払制度に対応することが直ちには困難な医療機関等については、例外的に、次の措置を講じていただいた上で、今年度に限り、準備が整うまでの間、直接支払制度の適用を猶予することといたしましたので、お知らせいたします。

- ① 「直接支払制度に対応していない旨」、速やかに窓口に掲示する。
- ② ①の措置を講じた上で、妊婦の方々などへ直接支払制度に対応していない旨を説明し、合意を得る(直接支払制度を利用する場合と同様に、合意文書を交わす)。
- ③ あくまで直接支払を希望する方には、これに応じるよう努め、それが困難な場合には、医療保険者や社会福祉協議会による資金貸付制度等の方策の説明を行うなど、妊婦等の経済的負担が軽減されるよう配慮に努める。

平成22年3月12日

照会先: 厚生労働省保険局総務課 安田、佐野
電話: 03-5253-1111(内線3218)
FAX: 03-3504-1210

報道関係者各位

出産育児一時金の医療機関への直接支払制度に係る4月以降の対応について

直接支払制度は、妊婦さんができるだけお金の心配をしないで出産できるよう、出産育児一時金の支給額を4万円引き上げることと併せて、あらかじめまとまった現金を用意しなくてもよいようにするため、昨年10月より実施しているものです。

本制度においては、医療機関からの申請から支払までに一定の期間を要することから、当面の準備が整わないなど、どうしても対応が困難な医療機関については、今年度に限り、例外的に、その適用を猶予するとともに、医療機関の資金繰りの問題に対応するため、昨年10月8日には、福祉医療機構における低利融資について、金利の引き下げや、無担保融資上限額の引き上げなど、更なる条件緩和を行ったところです。

しかし、本年2月に、厚生労働省において、直接支払制度への対応が困難と考えられる医療機関に対して行った調査によれば、現在、部分的な実施か、全面的に実施を見合わせている医療機関の約7割が資金繰りの問題を理由としており、また、4月以降については、約5割強が部分的な実施であれば対応可能、約4割弱が全面的に対応困難であるといったことが明らかとなりました。

制度の全面的な実施により、分娩の取扱いが困難となる医療機関が出てくると、かえって妊婦さんに御迷惑をおかけすることとなるため、本年4月以降については、

- ① 妊婦さんの経済的負担への配慮のための措置を講じていただきながら、出産育児一時金の引上げ等に係る暫定措置期間である平成23年3月末まで、実施猶予を延長
- ② 支払の早期化や、低利融資のさらなる条件緩和など、医療機関の資金繰りへの支援を実施することといたしました。また、
- ③ 出産育児一時金制度について議論する場を設け、直接支払制度の現状・課題や、平成23年度以降の制度の在り方について検討することとします。

(資料)

別添1 出産育児一時金の直接支払制度に係る4月以降の対応について

別添2 直接支払制度の実施状況調査について